

平成三十年七月九日提出  
質問第四三一号

私立大学研究ブランディング事業に関する質問主意書

提出者  
初鹿明博

431

## 私立大学研究ブランディング事業に関する質問主意書

文部科学省の科学技術・学術政策局長が私立大学研究ブランディング事業に関して受託収賄容疑で逮捕されました。

私立大学研究ブランディング事業は有識者らで構成する委員会によって審査が行われています。

本年七月六日の衆議院厚生労働委員会で、文部科学省の中川大臣官房総括審議官は、この事業の選定に官房長は決定権を有していない旨を答弁しています。

以上を踏まえ、以下質問します。

一 私立大学研究ブランディング事業委員会の委員と文部科学省の職員が個別に接触して、事業の選定について打ち合わせることはあるのか。

二 当該委員会に文部科学省側の意向を伝えることはあるのか。

三 その結果、選定校が変わることはあるのか。

四 東京医科大学が選定されたのは、当時官房長であった佐野容疑者の意向が反映された結果なのか、それとも、佐野容疑者からの後押しがあるが無かろうが選定されたものなのか。

右質問する。